

卸売業者受託契約約款

(趣 旨)

第1条 熊本花き地方卸売市場の卸売業者である熊本県花き園芸農業協同組合（以下「組合」という。）が熊本花き地方卸売市場（以下「市場」という。）において行う卸売のための販売の委託の引受は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）、同法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。） 熊本花き地方卸売市場業務規程（以下「業務規程」という。）、同規程施行細則（以下「細則」という。）その他関係諸法令によるほか、受託者との間に特約のない限り、本約款によるものとする。

(組合の義務)

第2条 組合は、委託者のために、受託した物品の卸売を誠実にを行います。
2 組合が本約款に違反して委託者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負います。

(委託者の義務)

第3条 委託者は、委託する物品については、次に掲げる事項に適合し、その商標信用を保証する責任を有するものとします。
(1) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に基づく表示（名称及び原産地表示等）
(2) 鮮度、選別、荷造及び食品衛生法上の基準並びに規格

(委託物品の引渡し)

第4条 委託者は、組合に対する委託物品の引渡しをすべて市場内の卸売場で行うこととします。

(委託物品の受領)

第5条 組合は、委託物品を受領したときは、委託者に対して、ただちに、その物品の品種、数量、等級、品質等、受領のときにおける物品の状態及び受領の日時を通知します。

ただし、受領の翌日までに売買仕切書を発送する場合は、売買仕切書の発送をもって受領の通知に代えることができることとします。

- 2 前項の場合において、受託物品について、種類又は品質等の相違、腐敗、損傷、数量の不足等の異常を認めるときは、組合は、受領後遅延なく開設者の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切り書に付記することとします。
- 3 組合は、受託物品の異状については、前項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができないものとします。

(委託物品の保管)

第6条 組合は、受領した委託物品の販売が終了するまでは、その保管の責任を負うものとします。

- 2 組合は、組合の責任に帰すべき事由によって受託物品の保管中に生じた腐敗、損傷等委託者の受けた損害について、その賠償の責任を負います。
- 3 組合は、受託物品の卸売に当たりその一部を見本に供した場合は、その見本に供した物品に通常生ずる品質の損傷若しくは低下又は減量等については、その責任を負いません。

(受託物品の手入れ等)

第7条 組合は、受託物品の性質に従い、その販売のため通常必要とする手入れ加工その他の調整をすることができるものとします。

(委託物品の検査)

第8条 組合は、受託物品の保管中その物品について国又は地方公共団体の検査を受けたときは、速やかに、その概要等を委託者に通知します。

(衛生上有害な物品の受託拒否)

第9条 組合は、衛生上有害な物品の販売の委託は、引き受けません。

- 2 前項に掲げる物品について、販売の委託があったとき、又は国若しくは地方公共団体から販売を差し止められ、若しくは撤去を命ぜられたときは、組合は、開設者の指示に従って、これを処分することがあります。
- 3 前項の処分によって生じた費用及び損害は、すべて委託者の負担とします。
- 4 前項第2項の処分をしたときは、組合は、速やかにその旨を委託者に通知します。

(帳簿の閲覧)

第10条 組合は、委託者の請求があるときは、特別の事情がある場合を除いて、営業時間中、いつでも販売の委託を受けた物品の販売に関する帳簿及び書類の閲覧の求めに応じ、かつ、質問に応答します。

(受信場所)

第11条 委託者からの組合に対する諸通信は、市場内の組合の事務所あてに行うものとします。

(送り状等の添付)

第12条 委託者が組合あてに委託物品を出荷する場合は、その物品の種類、数量、等級、品質等、その他受領に関し必要な事項を記載した送り状又は発送案内等をその物品に添付するものとします。なお、委託物品の運送を他人に委託する場合も同様とします。

- 2 前項の送り状又は発送案内等をその物品に添付しないときは、委託者は、品質の相違、数量の不足又は委託先の不明等による受領の遅延について、組合に対抗することはできないこととします。

(委託先の表示)

第13条 委託者は、委託物品について荷札の添付その他の方法により委託者、運送人及び委託先を明らかにする措置を講じなければならないこととします。

2 委託者が前項の措置を怠ったことにより、又は委託物品の運送の途中において荷札の亡失、その他の事由によって委託者又は委託先が不明となったことにより生じた損害については、組合は、その賠償の責任を負いません。

(受託物品の上場)

第14条 組合は、受託物品を、その受領後最初の卸売取引に上場するものとします。

2 受託物品の上場順位は、同種物品の等級並びに規格品質順となるよう努めるものとします。

3 組合は、委託者に著しく損害を与えるおそれがあることその他相当の事由があると認めるときは、委託者の同意又は開設者の承認を受けて受託物品の全部又は一部についてその順位を変更することができることとします。

(販売方法)

第15条 受託物品の販売の方法は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる販売方法によることとします。

(1) 業務規定別表第1に掲げる物品 せり売又は入札の方法及び電子商取引

(2) 業務規定別表第2に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち開設者が定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法及び電子商取引、それ以外の部分についてはせり売り若しくは入札の方法及び電子商取引又は相対取引

(3) 業務規定別表第2に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法及び電子商取引又は相対取引

2 前項第1号及び第2号に掲げる物品（同項第2号に掲げる物品にあつては、同号の一定割合に相当する部分に限る。）について、次の各号いずれかに該当する場合であつて、開設者がせり売又は入札の方法及び電子商取引により卸売をすることが著しく不適當であると認めるときは、相対取引の方法によることができることとします。

(1) 災害が発生した場合

(2) 入荷が遅延した場合

(3) 卸売の相手が少数である場合

(4) せり売又は入札の方法及び電子商取引による卸売により生じた残品の卸売をする場合

(5) 組合と仲卸業者及び売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合

(6) 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合

(7) 次条の規定により、当該市場における仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をする場合

3 第1項第2号及び第3号に掲げる物品については、次の各号に掲げる場合であつて、開設者の指示を受けたときは、せり売又は入札の方法及び電子商取引によることとします。

- (1) 当該市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合
- (2) 当該市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合

(当該市場の仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売)

第16条 組合は、次の各号に掲げる場合であつて、仲卸業者及び売買参加者の買受を不当に制限することとならないと認められるときは、受託物品を当該市場の仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をすることができるものとします。

- (1) 当該市場における入荷量が著しく多いか、又は受託物品が当該市場の仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合
- (2) 仲卸業者及び売買参加者に対する卸売をした後残品となった場合
- (3) 入荷量を調整するため他の卸売業者等に対して卸売する場合

(指値等の条件)

第17条 委託者は委託物品の販売について、指値（当該委託者の販売希望価格の110分の100に相当する金額をいうこととします。以下同じ。）その他の条件を付すことができることとしますが、その場合には、第12条第1項の送り状又は発送案内等に付記するか、又はその物品の販売準備着手前までにその旨を組合に通知しなければならないこととします。なお、これらの通知がその物品の販売準備着手前までに到着しないときは、その条件がなかったものとみなすものとします。

2 前項の指値その他の条件を変更しようとする場合は、前項の規定を準用することとします。

(販売不成立の場合の処理)

第18条 組合は、受託物品の販売につき指値その他の条件がある場合において、その条件どおり受託物品を販売することのできないときは、停滞なくその旨を委託者に通知し、その指図を求めることとします。ただし、委託者の指図を待つと委託者に対し著しく損害を与えるおそれがあると認められる場合においては、開設者の承認を受けて、その条件がなかったものとみなしてこれを販売することができることとします。

2 前項の場合において、委託者に損害が生じたときは、組合は、その賠償の責任を負いません。

3 第1項ただし書の規定によって販売したときは、組合は、これに関する開設者の証明書を売買仕切書等に添付して、速やかに委託者に通知するものとします。

(再委託の禁止)

第19条 組合は、委託者の要求又は同意がなければ、他の卸売業者に受託物品販売の委託をすることはできないこととします。

(委託の解除等)

第20条 委託者による販売委託の解除又は他の卸売業者への委託替えの申込みは、その委託物品の販売準備着手前に限り、組合は、これに応ずるものとします。

2 前項の申込みに応じた場合においては、組合は、委託の解除又は委託替えに応じたために要した費用を収受するものとします。

(せり開始時刻以前の卸売等の場合の仕切価格)

第21条 第15条第2項第6号又は第16条の規定により卸売をしたときの当該物品の卸売価格(せり売、入札及び電子商取引又は相対取引に係る価格にその消費税及び地方消費税に相当する金額を上乗せした金額とします。以下同じ。)は、受託した物品と同種の物品についてその日に価格形成された卸売価格を基準とし出荷者に損害をこうむらせないよう算定した価格とします。

(組合に事故あるときの処置)

第22条 組合が卸売業者の資格を失ったとき、業務を停止されたとき又は売買を差し止められたときは、未販売の受託物品及びその後に委託を受けた物品は、開設者の指示に基づいて処置するものとします。

(販売後の事故処理)

第23条 受託物品を販売し、これを仲卸業者及び売買参加者に引き渡した後において、仲卸業者及び売買参加者から隠れた瑕疵があること、又は数量、品質に著しい差異があること等を発見して開設者が定める期間内に組合に対して販売代金の減額の申出があった場合であって、その申出について開設者が正当な理由があると認めたときは、組合は、それに相当する減額をします。この場合、組合は、開設者の証明書を添付して委託者にその旨を通知するものとします。

(委託手数料)

第24条 組合が委託者から収受する委託手数料は、卸売金額(せり売、入札及び電子商取引又は相対取引に係る価格にその消費税及び地方消費税に相当する金額を上乗せした金額とします。以下同じ。)に100分の10以内の率を乗じて得た金額とします。

(委託者の費用負担)

第25条 委託物品の卸売に係る費用のうち次に掲げるものは、これらに係る消費税額及び地方消費税額を含めて委託者の負担とします。

- (1) 通信費(電報料、市外通話料、書留料等の特別通信費)
- (2) 運送料(組合の当該物品の卸売場までの運搬費及び荷卸しに要する費用)
- (3) 売買仕切金送料
- (4) 保管料(受託物品を冷蔵その他の方法により保管したため特に経費を必要としたときは、その費用)
- (5) 調整費(手入れ加工その他の調整につき特に経費を要したときはその費用)
- (6) その他組合が立て替えた費用

2 委託手数料及び前項の費用のうち組合が立て替えたものの金額は、受託物品の卸売金額から控除するものとします。

(売買仕切書の送付)

第26条 組合は、受託物品の卸売をしたときは、当該卸売をした物品の品目、等級、価格（せり売、入札及び電子商取引又は相対取引に係る価格とします。以下同じ。）、数量及び価格と数量の積の合計額、当該合計額の消費税及び地方消費税に相当する金額、前条第2項の規定により控除すべき委託手数料及び費用の金額並びに差引仕切書金額（「売買仕切金」とします。以下同じ。）を記載した売買仕切書等を委託者からの送金依頼申込書に準じて委託者に送付するものとします。

(仕切金の支払)

第27条 売買仕切金の送金は、受託物品の販売後に委託者からの送金依頼申込書に準じて行うこととします。

2 売買仕切金の送金に代えて、前項に定める他に、委託者の要請により売買仕切金を臨時で支払う場合は、委託者からの送金依頼申込書により委託者が指定した口座へ送金することとします。

(仕切金の精算)

第28条 委託者は、受託物品の卸売金額が委託手数料と第25条第2項の規定により控除すべき金額の合計額に満たないときは、組合に対し、速やかに生産するものとします。ただし、委託者が引き続き販売の委託をする場合には、次回の委託物品の仕切計算に合算してこれを精算することができるものとします。

(再販売)

第29条 組合は、買受人が卸売を受けた物品の引取りを怠ったため受託物品を再販売したときは、その卸売金額によって仕切りを行うものとします。ただし、再販売によって差損金を生じたときは、最初に販売したときの卸売金額によるものとします。

(臨時開市等の通知)

第30条 臨時の開市及び休業その他委託者に重要な関係を有する事項については、ただちに委託者に通知するものとします。

(管轄裁判所の指定)

第31条 販売の委託に関する一切の事件に係る訴訟については、市場の所在地を管轄する裁判所に提訴するものとします。